

重度障がい者等タクシー料金給付事業申請書


大阪市長 あて

年 月 日

タクシー給付券の交付を申請します。

使用資格を失った時、不要になった時は区保健福祉業務担当へ返還します。

申請者 (本人)	フリガナ	住所	大阪市	区
	氏名印	丁目	番	号
	電話番号	生年月日	年	月 日 ( 歳 )

70歳以上の方について 敬老優待乗車証の交付(無・有 敬老優待乗車証の回収)	変更前券種	タクシー・リフト付・併用 介護人付・介護人付(単独可) 単独用無料(被爆者・戦傷病者)・割引証
新規交付 市外転入交付 その他 券種変更 [ 交通 タクシー、タクシー券各種変更 ] 		旧券回収 済
使用目的 [ 通勤 ・ 通学 ・ その他 ] 更新時交付方法 [ 郵送 ・ 窓口 ・ 点字(要・不要) ] 手帳・証書 番号 [ ]		旧券番号[ ]

審査

(無・有) ↓ 70歳以上の方について ↓ 敬老優待乗車証の回収	<b>タクシー給付券</b> ( 冊目 )( 枚 ) 身障第1種 身障第2種 (下肢3級の2, 3、下肢4~7級の複合により下肢の等級が3級以上、 【乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい】1上肢の上肢機能2級以上又は、1下肢の移動機能3級以上) 療育A・B1 被爆者・戦傷病者(項症)	<b>タクシー券交付冊数(新規・券種変更)</b> 4 ~ 7月 1冊目 8 ~ 11月 2冊目 12 ~ 3月 3冊目
	<b>リフト付タクシー給付券</b> ( 冊目 )( 枚 ) 身障第1種 (下肢・体幹機能・移動機能障がい1~3級、内部障がい1級) 身障第2種 (下肢3級の2, 3、下肢4~7級の複合により下肢の等級が3級以上、 1下肢の移動機能3級以上)	<b>タクシー券交付枚数(新規・券種変更)</b> 4・8・12月 32枚 5・9・1月 24枚 6・10・2月 16枚 7・11・3月 8枚
	<b>リフト+タクシー併用給付券</b> ( 冊目 )( 枚 ) 身障第1種 (下肢・体幹機能・移動機能障がい1~3級、内部障がい1級) 身障第2種 (下肢3級の2, 3、下肢4~7級の複合により下肢の等級が3級以上、 1下肢の移動機能3級以上)	

受領欄

大阪市長 あて

年 月 日

交付番号

を受領しました。

氏名印

処理	受付	審査	入力	確認

決裁	課長	課長代理	係長	係員

